

手話は、大切な「ことば」です。

西予市心をつなぐ手話言語条例 わかりやすい条文ガイド

この条例は、手話を「言語」として大切にし、手話を使う人も、聞こえる人も、安心して暮らせる西予市を目指すためのルールです。

条例を1条ずつ見てみましょう

第1条 目的

手話への理解を広げ、手話を使いやすくし、みんなが互いを大切にしながら安心して暮らせる地域を目指します。

第6条 事業者の役割

会社やお店などは、市の取組に協力し、ろう者がサービスを利用しやすく、働きやすくなるよう必要な配慮に努めます。

第2条 定義

この条例では、聴覚に障がいがあり、手話を主な言語として日常生活や社会生活を送る人を「ろう者」といいます。

第7条 市が進める取組

手話の普及、手話での情報取得、コミュニケーション環境、学校教育等における手話への理解促進の支援、手話通訳者の確保・養成、災害時の支援などを進めます。ろう者など関係する人との連携をとります。

第3条 基本となる考え方

手話を必要とする人が、手話でコミュニケーションする権利を大切にします。互いの人格と個性を尊重します。

第8条 その他

条例を実施するために必要な詳しいことは、市長が別に定めます。

第4条 市の責務

市は、手話への理解を広げ、手話を使いやすい環境を整えます。ろう者の生活や社会参加を支える取組を進めます。

第5条 市民の役割

市民は、手話やろう者への理解を深め、コミュニケーションする権利を尊重し、共に暮らす地域づくりに協力します。

手話を知る → 手話でつながる → みんなが安心して暮らせる西予市へ

※ このリーフレットは条例案の内容を分かりやすくまとめたものです。正式な内容は条例本文をご確認ください。

お問い合わせ：西予市 福祉事務所 福祉課

TEL：0894-62-6428

FAX：0894-62-3055